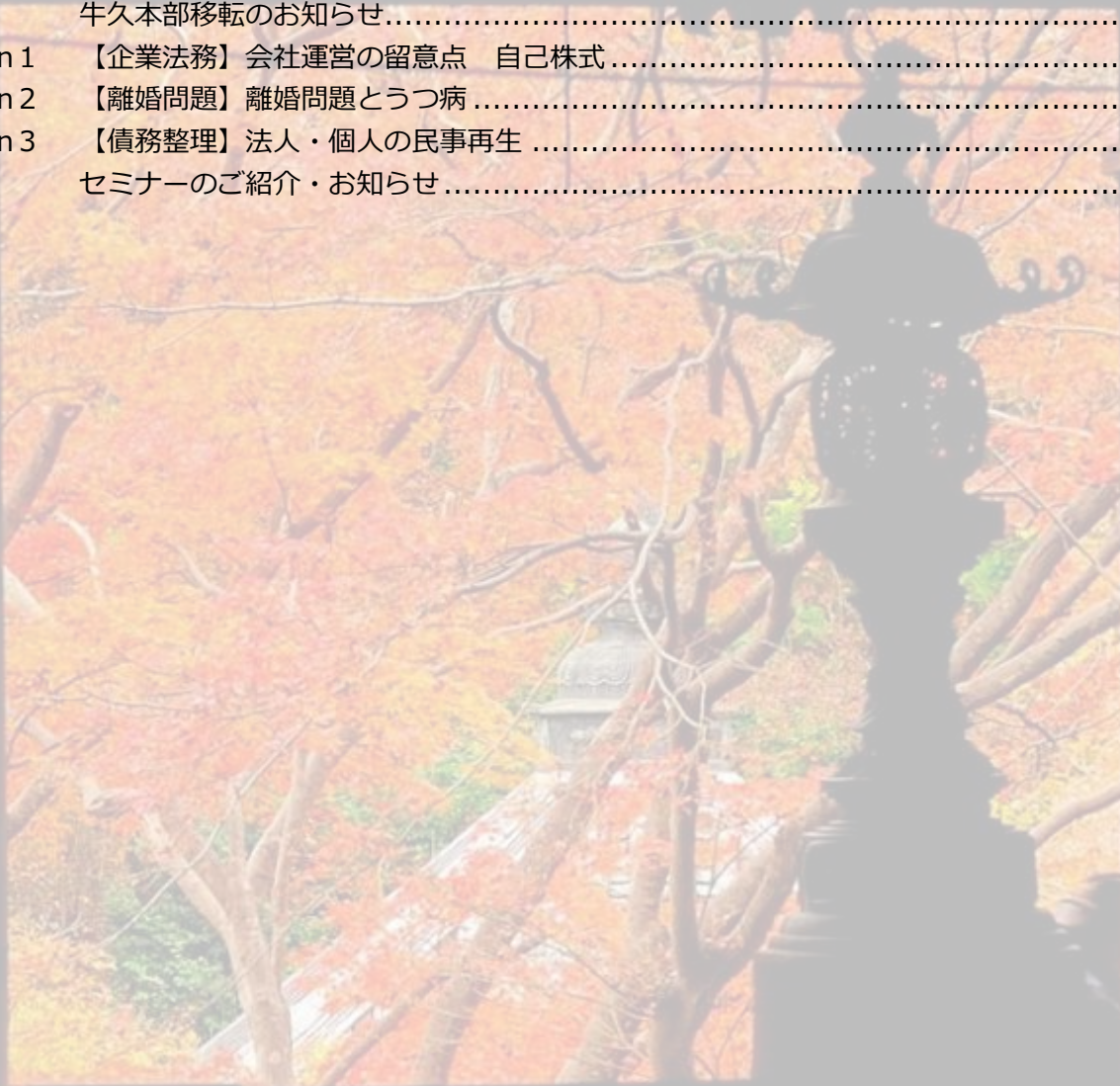




Topics	牛久本部移転のお知らせ.....	01
Column 1	【企業法務】会社運営の留意点 自己株式.....	03
Column 2	【離婚問題】離婚問題とうつ病.....	05
Column 3	【債務整理】法人・個人の民事再生.....	07
Notice	セミナーのご紹介・お知らせ.....	09



牛久本部からのお知らせ

牛久本部が
移転しました

10月下旬、牛久本部が牛久駅前ビルの2階へ
移転いたしました。

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。弁護士法人 長瀬総合法律事務所 牛久本部より、皆様へ重要なお知らせをいたします。

このたび、当事務所は業務拡大に伴い、牛久本部を下記住所へ移転する運びとなりました。

新フロアはスペースが広くなり、ご来訪いただく皆様方にゆったりとしたスペースをご提供できるようになりました。

これを機に、スタッフ一同気持ちを新たに、更なる充実したリーガルサービスをご提供できるよう一層精励し、皆様のご期待に沿う所存です。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

事務所のフロアが5階から2階
へと移転しております。
お越しの際には
お気をつけください。

〒300-1234

茨城県牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル2階



同族会社や中小企業であっても、法人（株式会社）である以上、会社法等の規制を受けることになります。本ニュースレターでは、**自己株式**について解説いたします。

なお、本項の内容は、記事掲載日時点の情報に基づき作成しておりますが、最新の法例、判例等との一致を保証するものではありません。また、個別の案件につきましては専門家にご相談ください。

疑問

自己株式⑤ — 自己株式の取得と別途積立金の取崩し

【質問】

このたび、当社では10億円程度の自己株式の取得を予定していますが、「繰越利益剰余金」には3億円ほどしかなく、予定している自己株式取得を行うためには資金が不足しています。

これに対して、「別途積立金」には20億円ほどの積み立てがあることから、この「別途積立金」の勘定項目を原資として自己株式取得用の資金を捻出しようと考えていますが、「別途積立金」を取り崩して「繰越利益剰余金」に振り替えることが必要でしょうか。



【回答】

「別途積立金」は、とくに積立ての目的を定められていない会社の内部留保であり、自己株式取得のために利用することが想定されていないため、実務上、「繰越利益剰余金」へ振り替えることが一般的と思われます。

また、振替手続については、一定の要件を満たす会社であれば、定款の定めに基づき、取締役会決議により振替が可能です。



企業法務について詳しく知りたい方はこちら

【企業法務サイト】 <http://houmu.nagasesogo.com/>



1. 貸借対照表上の「繰越利益剰余金」と「別途積立金」の位置づけ

「繰越利益剰余金」と「別途積立金」とは、いずれも「利益剰余金」を構成する「その他利益剰余金」の中の勘定項目の一つですが、会社法・貸借対照表上も似通った用語が多数使用されているため、上位概念である「利益剰余金」の貸借対照表上の位置づけ・体系とともに整理することが大切です。

まず、貸借対照表は、非常に大雑把には右図のように整理することが可能です。

資産の部	負債の部
	総資産の部
	① 株主資本（☆）
	② 評価・換算差額等
	③ 新株予約権

そして、「利益剰余金」とは、かかる貸借対照表の純資産の部を構成する「株主資本」の一要素であり、その分類は概要以下のとおりです。

【株主資本の構成】

1. 資本金（注1）
2. 資本剰余金
 - （1）資本準備金（注1）
 - （2）その他資本剰余金（注2）
3. 利益剰余金
 - （1）利益準備金（注1）
 - （2）その他利益剰余金（注2）
 - (i) 任意積立金
 - (a) 目的積立金

（例）技術研究積立金、修繕積立金、自己株式取得積立金等
 - (b) 別途積立金（無目的積立金）（☆）
 - (ii) 繰越利益剰余金（☆）

注1：会社財産確保の基準数額

注2：剰余金の配当可能

このように、「利益剰余金」は、（1）「利益準備金」と（2）「その他利益剰余金」から構成され、（2）「その他利益剰余金」は、適当な名称を付した項目に細分されます（会社法計算規則76条6項）。

そして、（2）「その他利益剰余金」は、さらに(i)「任意積立金」と(ii)「繰越利益剰余金」とに分類されるところ、これら(i)「任意積立金」と(ii)「繰越利益剰余金」は、当期純利益額が株主への財産分配（剰余金の配当・自己株式取得）又は（1）「利益剰余金」の積立てに使用されず、留保されている部分です。

また、(i)「任意積立金」は、株主総会（又は取締役会）の利益処分決議により、会社が任意に積み立てる利益の留保額をいい、(a)特定の目的がある「目的積立金」と、(b)特定の目的がない「別途積立金」（無目的積立金）とに分類することができます。

そして、(ii)「繰越利益剰余金」とは、利益の留保額のうち、その処分方法が定められていない金額をいいます。

① 自己株式の取得と「別途積立金」の取崩し

会社が任意に積み立てた内部留保である「任意積立金」は、積立ての目的の有無によって2種類に分類されるところ、もともと(b)「別途積立金」には積立ての目的が定められていないことから、当該勘定項目から自己株式取得目的で支出することは想定されておりません。

したがって、「繰越利益剰余金」に不足がある場合には、実務上は、一旦「別途積立金」を取り崩して、自己株式取得に必要な資金を「繰越利益剰余金」へと振り替えることが一般的と思われます。

② 「別途積立金」から「繰越利益剰余金」への振替の手続

会社が任意に積み立てた内部留保である「任意積立金」は、積立ての目的に従ったものであれば、取締役又は取締役会の決定により取り崩すことができます（会社法計算規則153条2項）。たとえば、自己株式を買い受けるために、(a)「目的積立金」のうちの「自己株式取得積立金」を取り崩す等のケースが考えられます。

これに対して、目的が定められた積立金を目的外に使用する場合、又はもともと特定の目的が定められていない「別途積立金」を取り崩す場合には、その積立ての根拠に応じて、定款変更又は株主総会決議（若しくは会社法459条に基づき取締役会決議）が必要となります。

そして、「別途積立金」を取り崩して「繰越利益剰余金」に振り替える場合のように、剰余金内の項目間の係数の変更を行うことは、「その他の剰余金の処分」として、原則として株主総会決議が必要とされています（会社法452条）。もっとも、以下の要件をすべて満たす会社であれば、定款の定めにより、かかる「その他の剰余金の処分」について取締役会決議に委任することができる、とされています（会社法459条1項3号）。

- ① 会計監査人設置会社であること
- ② 取締役の任期が一年を超えないこと
- ③ 監査役会設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社であること

今回のテーマは「離婚問題とうつ病」です。

離婚問題に直面すると、精神的に大きなストレスがかかり“うつ病”となってしまった場合、日常生活を支えていくために、どのような制度を利用することができるのかご紹介いたします。

なお、こちらは当事務所の「離婚問題サイト」にも掲載を行っております。その他、離婚問題に関連した様々な話題をご紹介しますので、気になった方は、ぜひ当事務所「離婚問題サイト」をご覧ください。

離婚によるうつ病と障害年金

1. 離婚問題とうつ病

離婚問題に直面すると、配偶者の不貞、DV やモラハラ、子どもの奪い合いなど、精神的に大きなストレスがかかり、うつ病になってしまいますことがあります。

うつ病になると、仕事もできずに自宅療養となり、収入も途絶え、日常生活もままならなくなってしまいます。そのような場合には、一定の要件を満たすと障害年金を受給できることがあります。

2. うつ病とは

うつ病とは、心や身体のストレスが重なるといった複数の原因から、脳に機能障害が起きることによって生じる状態のことです。うつ病になると、自己を肯定することが難しくなり、ものの見方もネガティブになるため、ちょっとしたことで落ち込んで、さらに状態を悪化させるというサイクルに陥ります。

そうすると、眠れなくなったり、食欲がなくなったり、何をしても楽しいと思えなくなったり、更に症状が進むと生きていることすら辛くなったりします。

3. うつ病になる原因

強いストレスを感じるとうつ病になることがあります。他にも、うつ病になる原因は以下のようなものがあります。

① 脳の機能障害

脳の中では神経細胞から神経細胞へさまざまな情報が伝達されます。

その伝達を担うのが「神経伝達物質」というものです。なかでも「セロトニン」や「ノルアドレナリン」といわれるものは、人の感情に関する情報を伝達する物質ですが、うつ病になるとこれらの「セロトニン」や「ノルアドレナリン」が減少するといわれています。

② うつ病を発症しやすい性質（個人の性格）

うつ病になるかどうかは個人の性格的な面も影響します。

- 相手の気持ちを敏感に察する
- 周囲への気づかいや配慮をする
- きまじめ・几帳面
- 仕事熱心
- 責任感が強い

4. うつ病の症状

以下のような症状が2週間以上続くとうつ病の可能性が高いといえます。

① 精神的な症状

- 気分の落ち込み
- 興味や意欲の低下、喜びを感じなくなる
- 集中力、思考力の低下
- 口数が減る
- 自分を否定的に考えるようになる
- 死んだ方がよいと考えるようになる

② 身体的な症状

- 倦怠感や疲労感
- 眠れなくなる
- 食べれなくなる、食べ過ぎる
- 頭や体の痛み 生理的機能の低下



5. うつ病の治療

うつ病の治療には、大きくわけて「休養」、「薬物療法」、「精神療法・カウンセリング」という方法があります。

(1) 休養

うつ病は脳のエネルギー欠乏によるものですので、脳をしっかり休ませることが治療の基本になります。今までフル回転させていた脳を休ませ、新たに自分のペースを作っていくための時間を十分にとることが大切です。

自宅ですっきりできればよいのですが、それでも仕事や家事に追われるということであれば、一時的に入院をすることを考えた方がよい場合もあります。

(2) 薬物療法

うつ状態によって、以下のような薬物を使って治療をすることがあります。効果も期待できますが、副作用があることもあります。

① 抗うつ薬

薬物療法の中心となるものです。脳の中のセロトニンやノルアドレナリンという物質の働きを高める作用があります。

② 抗不安薬

不安を静める働きがあります。症状の中で、不安や焦燥が強い場合に抗うつ薬と一緒に飲むことがあります。

③ 睡眠薬

睡眠障害の症状がある時に処方されます。

(3) 精神療法・カウンセリング

医師との対話を通じて、客観的にうつ病になった原因を探り、今後はより柔軟な考え方や対応ができるようにしていく治療方法になります。

6. まとめ

前述のように、一旦うつ病になってしまうと、症状にもよりますが、回復するまでには長い時間がかかることが多く、収入が途絶えてしまうこともあります。

そのような場合に、一定の要件を満たすと障害年金を受給できる可能性があります。離婚という精神的なダメージから、自分自身の生活自体が立ち行かなくなってしまうのはとてもつらいことです。話をするだけでも心が軽くなることもありますし、不安があれば早めに専門家に相談してみましょう。

茨城県全域に渡って幅広く対応している当事務所では、経験豊富な弁護士も所属しており、その他の分野の専門家とも深いつながりがあります。不安を一人で抱えこまず、一度ご相談ください。

離婚問題について詳しく知りたい方はこちら

【離婚問題サイト】 <http://rikon.nagasesogo.com/>



債務整理サイト

<https://saimuseiri-nagasesogo.jp>

当事務所では、債務整理を傾注分野とし、所属する全弁護士が債務整理を得意としています。これまで多くのご相談を承ってきた経験とノウハウを踏まえて、ご依頼者様の債務状況に合わせて、最適な手段をご提案いたします。

今月号では、債務整理の方法のうち「**民事再生**」とはどのようなものかをご紹介します。

◆ 法人の民事再生

● 民事再生について

法人の債務を整理する手段については、大きく分けて、**私的整理**と**法的整理**があります。

● 民事再生の手法

法人の民事再生手続きは、弁護士を通じて裁判所に民事再生の申し立てを行ないます。その後、裁判所の監督下で、経営者自らが会社の経営を継続しながら自社の再生計画を立て、債権者に認めてもらった内容通りに、債務を返済して再建を図る方法です。民事再生には、大きく分けて3つの手法があります。

① 自力再建型

その名の通り、本業の将来的な利益から再生債権を返済し、自力で再建を図る手法です。

③ 清算型

民事再生手続きの開始後に裁判所から事業の許可をもらい、会社の事業のすべてもしくは、一部を一旦別の会社に移した上で、旧会社を清算する手法です。ご相談いただいた時点の経営状況をもとに、最適な再建方法をご提案いたします。

② スポンサー型

スポンサー企業から資金援助を受けて、再建を図る手法です。

● 法人の民事再生のメリット

- ・ 弁済猶予（原則最大 10 年）を受けながら、事業を継続することが可能。
- ・ 経営権を残したまま、事業の再建が可能。
- ・ 民事再生を申し立てることによって、手元の資金を残すことができるようになる。

● 法人の民事再生のデメリット

- ・ 裁判所を通じた法的な手続きのため、民事再生が公に知られることになる。
- ・ 債務に紐付けされた抵当権や税金の請求権は消えない。
- ・ 再生計画が認められなかった場合に、破産手続きに移行する可能性がある。

● 法人の民事再生で迷ったら

民事再生は、事業を立て直すために与えられた法的な制度です。

事業を立て直し、再び債権者や従業員、そして地域社会に対する責任を果たすための再建制度であり、消極的なものではなく、むしろ積極的に捉えるべきものといえます。

私たちは、民事再生の利用を含め、会社の再建を考える経営者様をワンストップでサポートします。民事再生でお悩みの方は、まずはお気軽にご相談ください。

● 個人の民事再生について

債務整理とは、弁護士が介入することで、ご依頼者様の債務状況に合わせて、借金の整理をしていく手続きです。債務整理には「任意整理（過払い金返還含む）」「自己破産」「民事再生」の3つの手法があります。こちらでは、個人のお客様における民事再生について説明します。

● 民事再生とは

民事再生とは、今後借金を返済できなくなる恐れがあることを裁判所に申し立て、借金を約2割程度まで減らしてもらう手続きです。自己破産と異なり、住宅を手放さずに済む方法もあります。

民事再生の手続きをとった場合、借入に至った事情や財産の報告、現在の経済状況など記載した書類を弁護士通じて裁判所に提出し、原則住宅ローン以外の借金の約2割程度（最低100万円）まで減額してもらい、それを3年程度で分割返済することになります。

なお、住宅ローンについては、担保となっている住宅を所有しながら返済を続けて、手放さずに済ませることができる特則が設けられています。

● 自己破産のメリット

- ・返済する金額が少なくなります。
- ・住宅や車を残すことができます。
- ・自己破産と異なり、職業や資格の制限はありません。

● 自己破産のデメリット

- ・「今後、継続的かつ安定的な収入の見込みがあること」や「住宅ローンを除いた借金が5,000万以下であること」などの条件を満たす必要があります。

● 民事再生手続きの流れ

① お客様から依頼

お客様から弁護士へ民事再生手続きについてのご依頼。

② 民事再生の申し立て

弁護士が裁判所に民事再生手続きの申し立て。

③ 再生手続きの開始決定

再生手続きの開始決定。
この時点で取り立てがストップします。

④ 債権額の確定

債権額が決定します。

⑤ 再生計画案の作成・提出

再生計画案の作成・提出をします。

⑥ 債権者の意見聴取・書面による決議

債権者の意見聴取または書面による決議が行われます。

⑦ 再生計画案の認可決定

再生計画案の認可決定。この時点で借金が減ります。

⑧ 弁済開始

弁済開始します。

● 民事再生で注意すべきこと

再生計画案で立てた返済期限が守れない場合には、裁判所により再生計画が取り消されてしまうことがあります。そのため、民事再生で減額した借金は無効となり、もとの借金が残ってしまうということもありますので、民事再生を申請する際に、きちんとした返済計画を立てることが必要です。

また、返済できるだけの資金がないと認められた場合には、破産手続きに移行していくこととなります。以上のことに注意した上で、民事再生手続きを進めましょう。

ご自身でどのように借金の返済計画を立てれば良いのかお悩みの際には、ぜひ弁護士へご相談下さい。当事務所は、茨城県内に牛久・日立・水戸の3拠点の事務所があります。初回相談は無料ですので、お気軽にお問合せください。

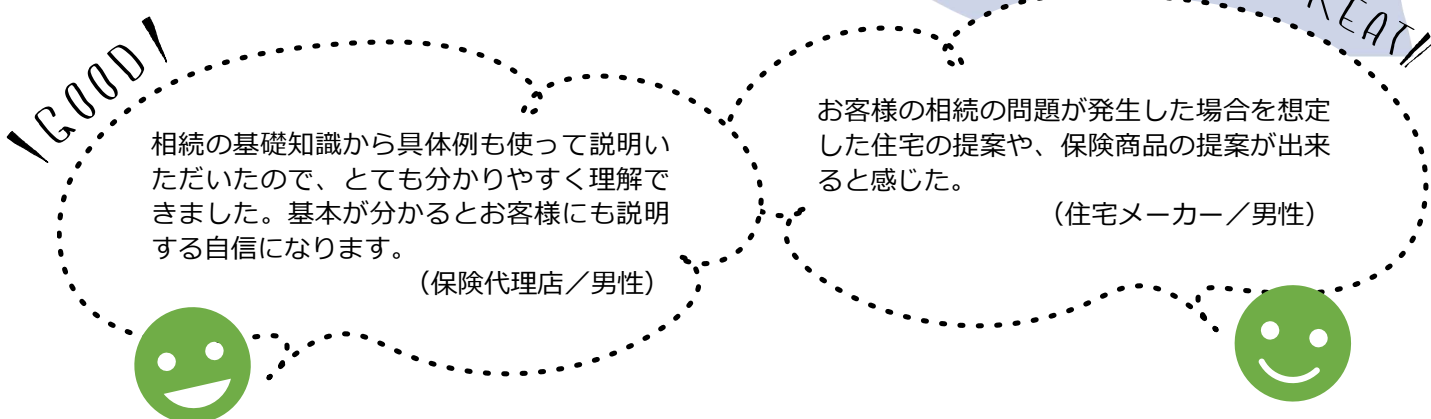
● セミナーのご紹介「保険代理店様向け シリーズ勉強会」

当事務所では、年間を通して様々な分野のセミナーを実施しております。今回は、保険代理店様の経営に役立つテーマをピックアップして解説を行う「シリーズ勉強会」についてご紹介いたします。

講師は、牛久本部にて多岐にわたる分野を担当している弁護士・大久保潤です。大久保弁護士は、専門学校講師の経験もあり、参加者の方々が内容を理解し・飲み込めるような丁寧な解説に、ご好評をいただいております。

9月18日、水戸支所にて開催された第2回「相続の基礎知識、相続対策」においては、相続とはどのような仕組みであるのか、具体的な対策や事例をご紹介しながら解説いたしました。当日参加された方々より、セミナー後の感想をいただいております。

参加された方々の声（セミナー終了後のアンケートより）



次回、スケジュールは下記のとおりです。皆様にお会いできることをお待ちしております。

● 今後のセミナースケジュール（11月～12月）

水戸	11月13日（火） 14:00～16:00	大久保	保険代理店様向け シリーズ勉強会 第3回 健全な事業活動を促進するためのコンプライアンス
水戸	11月26日（月） 15:00～17:00	母壁	一般企業様向け 弁護士が教える労務トラブルシリーズセミナー 第3回 ハラスメント対応
牛久	12月05日（金） 16:00～18:00	長瀬	社会保険労務士様向け 労働問題研究会 第2回 副業・テレワーク
牛久	12月08日（土） 14:00～16:00	大久保	整骨院・接骨院様向け 交通事故実務シリーズ勉強会 第3回 整骨院・接骨院が知っておきたい弁護士の活用方法
水戸	12月12日（水） 16:00～18:00	長瀬	社会保険労務士様向け 労働問題研究会 第2回 副業・テレワーク
牛久	12月19日（水） 16:00～18:00	長瀬	税理士様向け 弁護士によるシリーズ勉強会 第3回 相続

上記セミナーの一部は、受付に〆切があるものや、定員がある場合がございます。お申し込み等の詳しい情報は、下記URLよりご覧ください。皆様とお会いできることを、心よりお待ちしております。

<https://nagasesogo.com/セミナー・イベント情報/>

また、当事務所では、メールマガジンを月1回配信しております。当事務所からのお知らせ、セミナー開催のスケジュールや、申込用紙、ニュースレターなどをデータ配信。気になった方は、下記ページよりメールアドレスをご登録下さい。

<http://mail.nagasesogo.com/mag/acc.cgi?id=150552620918663>

保険代理店の経営者様対象 シリーズ勉強会のご案内



弁護士法人 長瀬総合法律事務所、弁護士の久保 潤と申します。突然のご連絡失礼致します。

私たちは**交通事故**分野に積極的に取り組んでおり、保険代理店の皆様との連携を深め、交通事故などに関する知識を共有することで、被害者救済を図り、保険代理店の皆様のためにもなる体制を構築していきたいと考えており、今後はこれに際し、保険代理店に皆様の役に立つ情報を発信して参ります。

従来からの保険代理店の営業環境は大きく変化していく中でも、契約者の方の、保険代理店に対する信頼は変わっていません。この信頼に応えるべく、保険代理店を経営する上で**保険代理店ならではの、地域の顧客に密着したサービスによる差別化**が更に求められると考えられます。

私たちが考えている「地域の顧客に密着したサービス」には、**素早く的確な対応、契約者への適正なアドバイス、必要に応じた専門家の紹介**などあり、これについて弁護士の観点でアドバイスさせていただける点も少なからずあるはずです。そこで、今年度の勉強会では、保険代理店の経営者の方に知っていただきたいテーマをご用意いたしました。

開催スケジュール

開催日	時間	テーマ
11月13日(火)	14:00～16:00	健全な事業活動を促進するための コンプライアンス

参加費

2,000円／1名様(顧問先様は無料)※定員：12名

会場

弁護士法人 長瀬総合法律事務所 水戸支所

〒310-0803

茨城県水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル7階
(JR 水戸駅「南口」より徒歩5分)

TEL 029-291-4111

FAX 050-3730-0060



参加ご希望の方は、下記の枠内をご記入の上、FAXをするか、電話でご連絡ください。FAX 050-3730-0060

貴社名				ご芳名	
貴社住所					
ご連絡先	【Tel】	【Fax】			
Eメールアドレス	@				

【お問い合わせ先】 弁護士法人 長瀬総合法律事務所

【牛久本部】

〒300-1234

茨城県牛久市中央5-20-11

牛久駅前ビル2階

TEL 029-875-8180



【日立支所】

〒317-0073

茨城県日立市幸町1-4-1

日立駅前ビル4階

TEL 0294-33-7494



【水戸支所】

〒310-0803

茨城県水戸市城南1-4-7

第5プリンスビル7階

TEL 029-291-4111



すべてのクライアントの「再生」のために

総合サイト: <https://nagasesogo.com>

離婚サイト: <http://rikon.nagasesogo.com>

企業法務サイト: <http://houmu.nagasesogo.com>

交通事故サイト: <http://jiko.nagasesogo.com>

債権回収サイト: <http://saikenkaisyu.nagasesogo.com>

相続サイト: <http://souzoku.nagasesogo.com>

刑事事件サイト: <http://keiji.nagasesogo.com>

労働問題サイト: <http://roudou.nagasesogo.com>

債務整理サイト: <https://saimuseiri-nagasesogo.jp>